

第2章 連邦政府におけるEガバメントへの取り組み

連邦政府は今、効率性の向上、コスト削減、国民とのコミュニケーションの改善をめざしてEガバメントに取り組んでいる。行政の無駄な手続きを省き、国民からのアクセスを円滑にするため、また政府の持つ情報とサービスを総合的に提供できるようにするため、政府機関相互、出先機関相互、地方団体・連邦政府相互の連携のもとIT施策を推進している、このほか、電子調達、電子民主主義の推進なども重要施策として掲げられている。以下、連邦政府におけるこれらの取り組みの概要について紹介する。

第1節 序論

これまで連邦政府は、国民が政府情報を容易に入手できるようにすることや、政府が国民の持つさまざまな質問に回答することなどについては、それほど熱心に取り組んではこなかった。しかし、インターネットの急速な普及はこの状況を一変させた。民間では、従来から消費者の便宜を最優先に考え、インターネット利用を率先して行ってきたが、最近では住民に身近な地方自治体においても情報やサービスをインターネットで提供することに積極的に取り組むようになった。これらの動きを受けて、連邦政府も徐々にインターネットの利用について検討せざる得なくなったのである。

連邦政府では、行政の効率化や迅速化に向けて、これまでさまざまな試みがなされてきた。インターネットの利用はその重要な手段であり、Eガバメントの出現は、連邦政府の情報・サービス提供において画期的な方法となった。もっとも、現在でも、それぞれの部局情報や予算、政策の決定権を独占したいという思惑から、IT施策に積極的に取り組まないという問題もあるが、全体の流れとしてそれぞれの部局間相互の情報の共有などは急速に進みつつある。

第2節 Eガバメントの導入

1 政府の再構築

連邦政府におけるEガバメント推進の動きは、クリントン政権時代の1993年にスタートしたと言える。この年、ゴア副大統領（当時）により「Reinventing Government」（＝政府の再構築）と題する報告書がまとめられた。

「政府の再構築」という概念は、クリントン政権の核となる方針であった。クリントン大統領が、ゴア副大統領を責任者とする政府再構築対策本部（National Partnership for Reinventing Government；NPR）を設置したことが、政府内のIT化とインターネット利用を飛躍的に推進する契機となったといえる。

NPRは、ITを使って良質のサービスを効率的に提供できる政府を創設することを目的として設立された。国民との接触機会が多く、国民生活に大きな影響力を持つ32の機関がHigh Impact Agency（HIA）に選定され、これらの機関は特に力をいれてEガバメントに取り組むこととされた。HIA各機関の長は、国民に対するサービスで250に上る改善

を実施しなければならず、それを 2000 年までに完了することが求められた。

こうしたことから、例えば内国歳入庁（IRS）では納税者の分類の再構築に着手したのを始め、社会保障庁では給付をインターネットを利用して個人口座に振り込むことをはじめなど、各機関が I T 化に対応するサービスの再編成に取り組んでいる。また、IRS と社会保障庁は相互に情報を共有することで、年金受給者が双方に所得を申告する必要がないようにしている。

2 アクセスアメリカ

1997 年、NPR は「アクセスアメリカ」という E ガバメントプログラムの計画を発表した。連邦政府の各機関が持つサービスを統合し、国民が必要とする情報を必要とする様式で提供できるようにするものである。具体的には、次のウェブサイトを開発することにより実施された。

- U. S. State and Local Gateway Recreation
- Access America for Students
- Access America for Seniors
- Access America for Business
- Access America for Workers
- Access America for People with Disabilities
- Access America for E-Gov E-Zine

これらのすべては現在も稼動しており、後述する First Gov よって管理されている。

3 インフラの整備

1999 年、NPR は、多くの民間団体の協力を得て、政府との取引のうち主要なものはすべて 2003 年までにオンラインできるようにするという計画を作成した。これは 1999 年 11 月に開催された 100 以上の I T 関係の民間団体、公的機関が参加したシンポジウムで発案されたものである。2001 年の初めには、閣僚級の E ガバメント担当者による会合がもたれ、すべてのアメリカ人が、所得、障害の有無、教育水準に関係なくインターネットにアクセスできるようにすることを実現させることが決定されている。

第3節 法令の整備

1 E ガバメント導入への環境整備

この政府再構築の過程で、多くの法律、大統領令が制定・発出されている。これらは主に政府調達、行政記録の電子化、情報統括官協議会（Chief Information Officers Council）の創設などについて規定するものであり、その概要は次のとおりである。

（1）連邦法

① 1987 年コンピュータ・セキュリティ法（Computer Security Act of 1987）

連邦政府のコンピュータシステムにおける重要情報とプライバシー情報について、

最小限のセキュリティを確立するための方法を規定している。

② 1994 年連邦調達合理化法 (Federal Acquisition Streamlining Act of 1994)

ゴア副大統領の「政府の再構築 (Reinventing Government)」方針により、連邦政府の煩雑な調達システムを改善するために制定された。従来の調達方法からコンピュータ調達システムへの移行を促進するものである。

連邦調達合理化法は改善すべき点を多数提起しているが、重要な変更点は電子取引の義務付けと連邦調達コンピュータネットワーク (FACNET) の構築であった。FACNET によって連邦内各部局が同じネットワークを通じて電子的に入札、購入、注文品の受領を行うことができ、また全ての業者がネットワークを通じて見積書を提出することができるようになった。

③ 1995 年連邦購入改革法 (Federal Acquisition Reform Act of 1995)

連邦政府内の購買を担当する職員全体の能力の向上を図らなければならないとした。

④ 1995 年文書事務削減法 (Paperwork Reduction Act, 1995)

政府が国民に求める紙ベースでの作業を最小限とし、同時に連邦政府の情報の質を高めるためのものである。この法律は連邦の各省に情報収集のプロセスの見直しを求めている。

⑤ 情報技術管理改革法 (クリンガー・コーエン法; Clinger-Cohen Act, 1996 年 2 月)

政府における情報統括官 (Chief Information Officer ; CIO) の役割を明確にし、部局間にまたがる情報統括官協議会を設置することが規定された。この法律は、情報技術の効果的な運用を通じて政府の行政効果を改善することを目的としており、情報統括官に対して、情報技術管理における職員訓練戦略の開発を求めている。

⑥ 政府文書事務廃止法 (Government Paperwork Elimination Act)

電子様式及び電子署名を利用するための手続、基準を確立した。

⑦ 国防許可法 (National Defense Authorization Act)

国防総省の情報技術製品及びサービスの購入・管理に関するものであり、基本的には国防総省における情報技術製品の購入は同省の情報統括官を通さなければならないとされた。

⑧ 法 105-220 508 条 (P.L. 105-220 Section 508 Accessibility, 1998 年 8 月)

電子情報技術を開発、購入、維持及び利用するときは、連邦各省及び各部局は、障害のある職員や一般の障害者に同等のアクセスを保証し、情報やデータの利用を可能とするための代替手段を提供することを求めている。

- ⑨ 政府情報セキュリティ法 (Government Information Security Act、2000 年 10 月)
連邦各部署のセキュリティ管理の方法を想定している。
- ⑩ 電子通信プライバシー法 (Electronic Communications Privacy Act、1986 年)
何がプライバシーの侵害に当たるかを規定した 1968 年の法律を改正したものである。この法律により、ポケットベル、電子メール、携帯電話、電話通信、コンピュータ通信にまで、プライバシー保護の適用範囲が拡大された。
- ⑪ コンピュータ不正行為防止法 (Computer Fraud and Abuse Act、1986 年)
民間及び政府のコンピュータへのハッキング行為に対処するためのもの。
- ⑫ インターネット税法 (Internet Tax Freedom Act、1998 年)
インターネットを育成するため、インターネットによる商取引へのあらゆる課税を 2001 年 10 月 21 日まで 3 年間猶予したもの。(その後、猶予期間がさらに 2 年間延長された。)
- ⑬ 反サイバースクワッティング¹消費者保護法 (Anticybersquatting Consumer Protection Act、1999 年)
インターネット上における商標侵害の防止を目的とするもの。
- ⑭ 電子取引統一法 (Uniform Electronic Transactions Act、1999 年)
電子記録及び電子署名に法的効力を付与し、また、その具現化を推進することで、電子商取引の円滑な発展を促そうとするもの。
- ⑮ 国際及び国内商取引に関する電子署名法 (Electronic Signatures in Global and National Commerce Act、2000 年)
電子署名にペンでなされた署名と同一の効力を認めた。

(2) 大統領令

- ① 連邦政府における情報技術に関する大統領令 (EO13011、1996 年 7 月)
1995 年の文書事務削減法及び 1996 年の情報技術管理改革法に基づき発出されたもので、連邦政府の各機関は情報システムの改善に努めなければならないと定めている。
また、情報システムを運用する機関の長に対する勧告権限を持つ情報統括官 (Chief Information Officer ; CIO) を各省庁に設置することによって、情報管理について明確な説明責任を確立した。また、これら各省庁の CIO の連携組織として、情報統括官協議会 (CIO Council) を設置した。

¹サイバースクワッティング：有名な企業・商品・人物の名前を含むドメイン名をいち早く登録し、あとで転売して利益を得ること。あるいは、そのような知名度・信用度を利用して不当な利益を得ること。

さらに、情報技術を利用するに当たっては、他の連邦部局と協力・連携の上、相互に利用可能な政府内共通の情報基盤整備に努力することと規定した。つまり、行政サービスの電子化推進のために、各機関の間で統一されていなかった I T システムの開発レベルやその互換性を考慮すべきであるとしたのである。

② コンピュータソフトプライバシーに関する大統領令（1998 年 10 月）

合衆国が批准する国際協定に従い、コンピュータソフト関連の著作権を保護するため、連邦政府各省庁がコンピュータソフトの著作権侵害防止に努めることを求めるものの。

③ 国家情報インフラ会議に関する大統領令（1999 年 7 月）

E ガバメント構築に際して、非常に重要なインフラ整備の分野で官民のパートナーシップを促進し、この件に関する報告を適切に大統領に行なうため、国家情報インフラ会議を設置するもの。

2 2002 年 E ガバメント法（E-Government Act of 2002²（P.L.107-347）、2002 年 12 月）

2001 年の G.W. ブッシュ政権発足後に成立したこの法律は、同政権が示してきた E ガバメント施策の推進方針³を色濃く反映したものとなった。

これまでに E ガバメントに関する法令は数多く存在したが、いずれも断片的なもので、E ガバメントに関する法制及び組織を体系的・総合的に規定したのは本法が初めてである。

本法は、インターネットを中心とする I T 技術を活用による行政サービスの向上、I T システムの整理・統合、複数機関による I T 施策の共同推進等の取り組みを通じ、住民が行政情報・サービスを利用する際の利便性向上と行政運営の効率化を図ることを目的としており、その主な具体策は次のとおりである。

- ① 連邦政府機関における E ガバメント施策推進のため、大統領直轄の行政管理予算局（OMB⁴）内に、E ガバメント・I T 推進室（Office of E-Government and Information Technology）を設置する。同室の主たる任務は、各機関に対する I T 関連情報の提供及び各機関による省庁横断的取り組みの支援であり、その責任者⁵には大統領が任命する者を充てる。
- ② 本法成立に先駆けて既に取り組みが始まっている、オンラインでの立法過程開示・パブリック・コメント⁶の導入、Geospatial ワンストップサービス、電子情報の適正

²

<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/D?d107:1:/temp/~bdw3EI:@@L&summ2=m&|/bss/d107query.html>

³ 本章第 5 節を参照のこと。

⁴ Office of Management and Budget

⁵ Administrator

⁶ パブリック・コメントとは、行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、その案に対して広く住民から意見や情報を聞き、その意見等を考慮して最終的な意思決定を行う手続き

管理、電子セキュリティ対策といった施策や連邦政府ポータルサイト FirstGov に対し、法的裏付けを与える。

- ③ 既に 1999 年の大統領令 EO13011 により設置されていた「情報統括官会議（Chief Information Officers Council）」に法律による裏付けを与え、各省庁間の情報交換・調整や省庁横断的な I T 施策を強力に推進する。
- ④ E ガバメント基金（E-Government Fund）を創設し、市民の利便性向上や、各省庁間における情報共有化等に資するための I T 施策を財政的に支援する。
- ⑤ 行政情報・サービスの向上のための I T の利用に関する、州政府やカウンティ・市町村、あるいは世間一般、民間団体、NPO 団体の取り組みを支援する。
- ⑥ 各省庁に、E ガバメント施策における達成度評価の指標の確立と、それに基づく評価を義務づける。
- ⑦ 各省庁に、セキュリティ基準の制定を義務づけると共に、セキュリティ対策予算措置状況の報告と講じられた対策の評価も義務づける。
- ⑧ I T 推進に必要な確保するため、研修の機会及び内容を見直すとともに、官民間での人材の流動化を進める。
- ⑨ その他、デジタル・ディバイド（情報格差）⁷問題への配慮や OMB が定める基準に準拠した電子署名手法の確立等を進める。

第4節 E ガバメント構築に向けての組織と協力体制

連邦政府内で I T に取り組むとともに、E ガバメント構築のため中心となっているのは、1996 年に大統領令で設置された情報統括官協議会（Chief Information Officers Council ; CIO Council）である。

同協議会は、連邦政府の各部局、機関の 54 人の情報統括官から組織されている。議長は OMB の副局長（次長）であり、副議長は構成員の互選で決められることになっている。

同協議会は連邦政府の情報機器の規格や近代化、使用方法、その結果などの改善を行う主要な組織として機能しているが、具体的には、I T 管理政策、手続き、規格についての勧告、情報を共有すべき機会の決定、連邦政府の I T 担当者の評価と彼らの要求への対応などを行うことが求められている。同協議会の中には、連邦政府の E ガバメント施策の調整を行う E ガバメント委員会が設けられ、この委員会には、次の 6 つのワーキンググループが設置されている。

- Best Practices
- Cross-Agency Portals
- Digital Divide
- E-Gov Policy and Standard
- Federal Web Business Council
- Federal Intranet Roundtable

⁷ 情報通信技術（特にインターネット）の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる格差。

1 First Gov

(1) First Gov の設置

CIO 協議会とその他 22 の連邦機関による最も重要なプログラムは、「First Gov」と呼ばれるポータルサイト⁸の設置である。これにより、これまで公的な機関で運営されていたサイトは、無駄を省き、First Gov を連邦政府のポータルサイトとして広く周知するため、すべて First Gov に統合された。

この First Gov の各ページは、連邦政府内の諸機関で管理されているが、実際の運用は行政管理局政府政策部にある First Gov 室で行われている。2000 年 9 月から運用が開始されおり、2003 年 4 月現在で 22,000 の政府機関ウェブサイト、ページ数にして 1 億 8,600 万ページもの連邦政府の情報・サービスを扱う唯一の公式連邦政府ポータルサイトになっている。

この First Gov では、情報の索引や、オンラインによる情報の交換、州・地方団体へのリンクなど様々な機能が提供されており、連邦政府機関相互、政府間相互の切れ目のない E ガバメントサービスの提供が可能となっている。サイトは常に更新されており、特に 2001 年 9 月 11 日の同時多発テロ事件以来、テロ対策などの情報が強化されている。

現在は、年間総額約 1 千万ドルもの予算を投じて、時事の話題やニーズに合わせた、よりタイムリーなリンクの拡張・更新に努めており、2003 年 2 月に発生したスペースシャトル・コロンビア号の爆発事故の際に迅速に関係サイトへのリンクを開始したり、同年 3 月に勃発した対イラク戦争においては、連邦海軍のサイトとリンクさせることで米国民が海外にいる兵士に電子メールを送信できるようにしたりしている。

(2) First Gov の概要

First Gov のサービスは、各種情報・サービスの提供、様式のダウンロードサービスなどが主なものである。

具体的には次の事項が挙げられる。

- ① 行政情報の提供
- ② 行政サービスの提供
- ③ 物資の調達
- ④ 様式の提供及び申請・届出の受付

また、連邦政府各機関、州・地方団体政府別に検索できるだけでなく、次のような一般的なトピックでも検索できる機能を備えている。

- ① 農業と食糧
- ② 芸術と文化
- ③ 給付金と補助金
- ④ ビジネスと経済

⁸ インターネット上に散らばって存在する膨大な情報やサービスにアクセスするための玄関口として設置されたウェブサイト。「ポータル」には、「玄関」や「入り口」といった意味がある。

- ⑤ 消費者サービスと生活安全
- ⑥ 複数の省庁にまたがる事業
- ⑦ 教育と仕事
- ⑧ 環境とエネルギー
- ⑨ 健康
- ⑩ 家庭とコミュニティ
- ⑪ 図書館と参考資料
- ⑫ お金と税金
- ⑬ 公共サービスの提供
- ⑭ リクリエーションと旅行
- ⑮ 科学と技術
- ⑯ アメリカと世界



(First Gov トップページ <http://www.firstgov.gov/>)

(3) First Gov に対する評価

近年行われたデザインの見直しによって、「クリック3回」であらゆる行政情報にアクセスできるというのがセールスポイントになっており、2002年7月にYahooが発表した「お役立ちサイト Top50」に選出されている。また、利用者の増加も顕著で、2001年度は500万件だったアクセスが、2002年度には2,800万件にまで急増した。

また、2003年5月には、革新的な政府活動に対して贈られる賞「Innovations in American Government Award」⁹を受賞した。ハーバード大学とNPO団体The Council for Excellence in Government (CIG)が協力して実施するこの賞は、年に1度、公共部門の抱える諸課題について、著しい成果を残した政府の事業に対して授与されるものである。

2 複数の連邦政府機関にまたがる特定分野ポータルサイト

また、特別の事項について情報を得るためには、連邦諸機関にまたがるポータルサイトが数多く運営されている。以下のものがその主なものである。

Access America for Exporters
Afterschool.gov
BudgetNet
Climate Information and Services
CodeTalk
Commonly Requested Federal Services
Consumer Protection
Disability.gov
Facts for You
Federal Asset Sales
Federal Business Opportunities
Federal Consumer Information Center
Federal Resources for Education Excellence
FedStats
FinanceNet
FirstGov
Food Safety
Government Jobs
Grants
Laws
Nutrition.gov
PAVNET

⁹ <http://www.excelgov.org/displayContent.asp?keyword=aiHomePage>
http://www.innovations.harvard.edu/nonsectioncontent.cfm?activeSection=8&activeSubSection=12&flashInstalled=1&nonSectionURL=awards/recipients/year/_winners_2002.htm

Recreational Opportunities
FirstGov for Seniors
Students.gov
Studentjobs.gov
Web Pages for Kids
U. S. Blue Pages
U. S. Business Advisor
U. S. Nonprofit Gateway
U. S. State and Local Government Gateway
Youth Info
FirstGov for Workers

3 連邦政府機関相互の協力

上記のような情報提供の分野だけでなく、連邦政府機関における省庁横断的なEガバメント推進事例が数多く見られるようになっている。

2001年10月、大統領運営会議（President's Management Council）と連邦政府機関Eガバメント特別委員会（Interagency E-Government Task Force）は、関係省庁が連携・協力して取り組むべき多くのEガバメント業務の中から、23の重点プロジェクトを選定した。これは関係省庁によるEガバメント施策の重複をなくし、コストの削減や国民の利便性向上を図るためのものである。

これらのプロジェクトは、その対象や目的に応じて、①行政→国民、②行政→企業、③行政機関相互、④行政内部の効率化、⑤全ての利用者に対するもの、の5つのカテゴリーに分類される。また、これらのプロジェクトにはそれぞれ主管官庁が決められ、他の関係機関がそれを補佐するという形をとっている。いずれにせよ、これらのプロジェクトの成否は、それぞれの機関がどの程度協力するかにかかっていると言える。

その後2つのプロジェクトが追加され、現在は25の重点プロジェクトが進行中であるが、その概要は次のとおりである。（以下、政府機関の名称については、在日米国大使館ウェブサイト上の表現に従った。）

（1）行政から国民に対するもの

①Govbenefits.gov¹⁰（労働省）

国民が行政からの給付金やサービスを享受できるかどうかをチェックできる。ここからアクセスできる給付金は、2003年4月時点で、400プログラム、額にして年間総額2兆ドルに上る。利用者数は月50万人を数え、米国唯一の全国紙USA Todayが選ぶ「注目サイト」の1つに選ばれた。

②Recreation One-Stop¹¹（内務省）

¹⁰ www.govbenefits.gov

国立公園及び公営レクリエーション施設情報が検索できる。このサイトは、全米2,500以上の公営レクリエーション施設のサイトにリンクしている。

③IRS Free Filing¹²（内国歳入庁）

企業や国民がインターネット上で税の申告を簡単に行うことができる。7,800万人以上の納税者がこのウェブサイトを利用して税の申告ができると言われているが、2003年度の申告にこのサイトを利用するのは350万人程度と予想されている。



（内国歳入庁（IRS）のホームページ <http://www.irs.gov/>）

④Online Access For Loans（教育省）

国民がニーズにあったローンの検索や申し込みをオンラインで簡単に行うことができ、返済計画の作成・修正、借入・返済記録の照会なども可能である。

⑤USA Service¹³（連邦調達庁）

国民へのタイムリーかつ確実な対応を目指し、民間の先進技術を積極的に取り入れながら、国民に対してあらゆる行政サービスを提供している。

（2）行政から企業に対するもの

①E-Rulemaking¹⁴（環境保護庁）

¹¹ www.recreation.gov

¹² www.irs.gov

¹³ www.firstgov.gov

国民に対し、インターネット上で規則制定の過程を公開するとともに、意見聴取の機会を設けている。2003年1月の運用開始から約2か月で、260万のヒット件数を記録した。このサイトの構築により、9,400万ドルのコスト削減効果が見込まれている。

②Expanding Electronic Tax Products For Businesses¹⁵（財務省）

税・賃金に関する報告において雇用者が提出すべき申請様式の数減らすとともに、雇用者に対して適宜、正確な税情報を提供し、インターネット上での申告を容易にするためのものである。

③Federal Asset Sales¹⁶（連邦調達庁）

すべての連邦機関の資産に関する情報を検索することができ、金融資産、固定資産などの売却に際し、オンラインで入札に参加することができる。

④International Trade Process Streamlining¹⁷（商務省）

中小企業が輸出入等の対海外ビジネスを行う際に必要となる情報や資料・様式を容易に入手できるようにしている。これによる手間の削減によって、中小企業界が削減できるコストは全体で少なくとも年間5,600万ドルと試算されている。

⑤One-Stop Business Compliance¹⁸（中小企業庁）

企業活動に関するあらゆる法規及びその解説、また、ある活動が法律に適合しているか、どのような手続が必要かなどの情報を得ることができる。

⑥Consolidated Health Informatics（健康・福祉省）

保健衛生に関する情報、書式、用語集等を提供するとともに、関係省庁や民間医療保険会社が医療費関係記録を共有・利用できるようにしている。

（3）行政機関相互のもの

①Geospatial One-Stop¹⁹（内務省）

連邦政府及び州政府が土地利用や犯罪分布をはじめとする各種地理情報を共同利用できるようにしたものであり、協力関係の拡大や重複事務の軽減に役立っている。

②Disaster Management²⁰（国土安全保障省）

連邦から市町村までの各レベルの危機管理責任者が、防災情報、防災計画及び対策手法等にオンラインでアクセスできるようにするもの。

③Safecom（国土安全保障省）

連邦から市町村までの各レベルの公安担当機関が、緊急事態の発生時に情報交換ができるようにするものである。

④E-Vital（社会保障庁）

連邦及び州政府機関が、出生・死亡記録の入手、証明等を電子的に取り扱えるよう

¹⁴ www.regulations.gov

¹⁵ www.irs.gov

¹⁶ www.firstgov.gov

¹⁷ www.export.gov

¹⁸ www.businesslaw.gov

¹⁹ www.geodata.gov

²⁰ www.disasterhelp.gov

にするもの。

⑤E-Grants²¹（健康・福祉省）

連邦政府から補助金を受給しようとする機関が、オンライン上で容易に補助制度を検索し、申請まで行えるようにするもの。

（４）政府内部の効率化等を目的とするもの

①E-Training²²（人事管理局）

連邦政府機関職員向けの研修計画をオンライン上で提供するとともに、オンライン研修も実施している。2003 年 4 月現在、2,000 種類以上もの研修コース・資料等が提供されており、ヒット件数は 6,000 万件に達する。登録利用者数は 45,000 人を超え、世界一のオンライン研修サイトと言われている。オンライン研修にかかるコストは 1 コース当たり僅か数セントであり、従来の職員研修が 1 クラスあたり 2,500～5,000 ドルであったことを考えれば、大幅なコスト削減となっている。

②Recruitment One-Stop²³（人事管理局）

連邦政府機関に就職しようとする者に対して、求人情報の提供、履歴書のオンライン送付受付、応募者情報登録、結果のオンライン送付等の求人サービスを行うもの。

③Enterprise Human Resources Integration²⁴（人事管理局）

連邦政府職員に関する人事情報の管理について簡素化と自動化を図ったものである、従来の紙媒体での記録に代わるものである。

④E-Clearance²⁵（人事管理局）

人事データベースの統合により、人事管理における質の向上と簡素化を図るもの。2003 年 4 月時点で、人事データの 99%が電子データとして利用可能な状態にある。

⑤E-Payroll²⁶（人事管理局）

各連邦政府機関が利用していた 22 種類もの給与システムを 2 つのシステムに統合するもの。今後 10 年間で 12 億ドルのコスト減になるものと見込まれている。

⑥E-Travel²⁷（連邦調達庁）

連邦政府機関における旅行命令・旅費システムを統合したもの。

⑦Integrated Acquisition Environment²⁸（連邦調達庁）

連邦政府機関に安全性の確立された電子調達環境を提供するもの。

⑧E-Records Management（国立公文書館）

紙ベースでの記録から電子的な記録へと転換を図っている連邦政府機関に対して、電子的な記録の管理方法について、その基準を示すものである。

²¹ www.grants.gov

²² www.golearn.gov

²³ www.usajobs.opm.gov

²⁴ www.opm.gov/egov

²⁵ www.opm.gov/egov

²⁶ www.opm.gov/egov

²⁷ <http://egov.gsa.gov>

²⁸ www.BPN.gov , www.FedBizOpps.gov , www.FedTeDS.gov , www.PPIRS.gov , www.wdol.gov , https://fpds.gov , www.epls.gov , www.contractdirectory.gov

(5) 全ての利用者に対するもの

①E-Authentication²⁹ (連邦調達庁)

連邦政府機関がオンラインサービスの提供を開始する場合に、オンラインでのデータのやりとりに必要なセキュリティが確保された電子認証基盤を提供するもの。

4 連邦政府ウェブサイトの標準化

すべての連邦政府の機関が、インターネット上にウェブサイトを設置・運営しており、現在、20,000 以上ものウェブサイトが国民に情報を提供するため運用されている。これまで、それぞれのウェブサイトは各機関がそれぞれ独自に運営していたため、その質には大きなばらつきがあったが、2000 年から CIO 協議会 (Chief Information Officers Council) がこれらのウェブサイトをチェックしており、改善点や標準規格について勧告している。

5 Eガバメント施策データベース

すべての連邦政府のEガバメント関連プログラムを網羅したデータベースが 2001 年 1 月から CIO 協議会によって作成されている。これは、連邦政府Eガバメント目録とも言われており、1,300 ものプログラムが掲載されている。利用者は、4 つのカテゴリーでデータベースをチェックできるだけでなく、プログラムの提供方法(ウェブ、電話、キオスク)、情報の提供先(一般住民、企業、他の政府機関、連邦政府職員)によっても、検索可能である。

このプログラムのうち、もっとも良く利用されているのは次のとおりである。

①社会保障庁

ソーシャルセキュリティに関する一般情報、各種申請様式、履歴・統計などを含む広範囲で検索可能なサイト。ほとんどの情報はスペイン語でも提供される。中でも最も便利なのはソーシャルセキュリティハンドブックである。

・ソーシャルセキュリティ情報

自分のソーシャルセキュリティ資格についての情報を閲覧できる。ソーシャルセキュリティカード再発行のための申し込み用紙をダウンロードすることもできる。

・健康保険局

保険資格、給付、追加保険の方法、カバーされない部分の取扱などについて詳細な情報を提供している。

・研究・統計室

アメリカの高齢化に関する比較データ

②中央情報局

CIA の歴史、世界情勢についての情報、世界各国情勢についての辞典などを含む。

・CIA 出版物

²⁹ www.cio.gov/eauthentication

CIA への就職方法、一般に入手可能な地図のリストなど。毎月更新される「各国の要人」のページは、外国政府高官名鑑とでも言うべきサイトである。

- ・CIA 世界情勢

世界中のあらゆる領土・国々についての政治的、経済的、環境的、地理的情勢ガイド。

③連邦下院

- ・立法過程

下院に付託された法案について全文と現在の状況

- ・議員情報

議員ページ:議員個人のサイト、経歴、プレスリリース・ニュースレターのリストなど
委員会ページ:主要な法案の要約、メンバーリスト、規則、公聴会日程など

下院リーダーシップページ:下院共和党会議、民主党会議など

- ・インターネット法律図書館

連邦法、州法、外国の法律、条約、国際法を含む包括的なサイト。検索可能な連邦法典及び規則集を含む。

- ・ビジター・インフォメーション

連邦議会傍聴の方法についての情報。ツアー情報、連邦議会の地図、ワシントン地下鉄地図を含む。

④連邦上院

「ラーニング・アバウト・セネート」は議事妨害、討論終結、全会一致といった議会用語について解説している。「ビジティング・セネート」は上院傍聴についての情報を提供している。

⑤最高裁判所

意外なことに最高裁判所は自らのサイトを持っておらず、コーネル大学が、最近のハイライトや歴史的な判決等を含む最高裁判所サイトを提供している。利用者は、件名だけでなく関連語からも過去 55 年間の判決リストを検索でき、判例集や裁判所意見を読むことができる。

⑥財務省

財務省のホームページからは、アルコール・タバコ・火器局、査察局、証券・印刷局などを含む財務省内 12 局の情報にアクセス可能である。

- ・内国歳入庁

内国歳入庁のホームページでは、申請用紙がダウンロードでき、各種の税に関するアドバイスが受けられる。また、このサイトは税に関する記事を掲載したニュースレター「デジタル日記」を掲載している。

⑦会計検査院

利用者は過去の調査結果のデータベースを検索でき、また電子メールの様式で会計検査院の報告日誌を定期購読することができる。

⑧郵政公社

利用者は現行の郵便料金やその他の郵便に関する情報を探することができる。また、このサイトは最近、第一種郵便などのオンライン料金計算サービスを追加した。

「切手センター」では、最新切手の写真など、最新の郵便切手に関する開発の情報を得ることができる。

⑨保険・福祉省

このウェブサイトでは広範なサービスが利用可能であり、中でも最も特筆すべきは、疾病管理・予防センターや国立衛生研究所を所管する公衆衛生局のウェブサイトである。

・児童家庭局

児童福祉手当や児童擁護など広範囲にわたる連邦政府の児童福祉事業の情報等を提供している。

・高齢福祉局

アメリカの高齢者人口の実態や高齢者介護に関する情報を提供している。

・国立健康情報センター

利用者に医療専門家や医療機関を紹介する業務を行なっている。

・疾病管理・予防センター

11 のセンター、研究所、事務所を通して、多くの良質の情報を見つけることができる。

・国立感染症センター

最新の感染症情報が提供されており、専門誌の最新版やバックナンバーを読むことができる。

・国立慢性疾患予防センター

データ収集、タバコや食物成分のリスク要素等の調査、慢性疾患予防策の研究、妊婦・乳幼児の健康管理等が提供されている。

・国立 HIV・性感染症・結核センター

これら疾病の予防法や治療法等についての各種情報につながるポータルサイトの役割を果たしている。

6 連邦政府機関による先進的なEガバメント施策

また、これらEガバメントのプログラムのうち、Best Practice 賞を受賞したものがある。第3回のEガバメントパイオニア賞の授賞式は2001年7月に行われ、連邦政府のプログラムのうち、生産性の向上や、効率性、質、正確性の向上がみられたものに、パイオニア賞が与えられた。賞が与えられたのは次のプログラムである。

①America's Career Kit（労働省）

就職の仲介・案内、給与情報、職業訓練・教育情報が必要な住民を対象に、キャリアアップのための情報を提供している。このプログラムの開発・運営は、連邦労働省の指導の下、連邦と州の連携・協力により行われた。また、それぞれ独立して管理・運用されているデータベース「America's Job Bank」、「America's Career InfoNet」、「America's Learning Exchange（職業訓練情報ガイド）」及び「America's Service Locator（地域別情報検索システム）」がある。

②Army University Access Online（合衆国陸軍）

このプログラムは現役下士官に質の高い教育を提供するものである。約 25 の広範な分野にわたる提携大学を通じて、複数の大学のコースを受講してもホーム（拠点）とする大学の学士または修士号を取得することができる。オンライン教育で、いつでもどこに駐留していても修了することができるため、ユニークで柔軟なコースとなっている。一度入学すると授業料、教科書はもちろんのこと、ラップトップコンピュータ、プリンター、インターネットやEメールに必要な経費まですべてをカバーできるだけの財政的支援が受けられる。また、24 時間技術サポートのほか、コースの選択・登録、単位振替のサポートまで提供している。

③Consolidation Co-payment Processing Center（退役軍人省）

退役軍人の医療費請求事務の改善のため、オースチン・オートメーションセンター、フィナンシャルサービスセンター、バンク・オブ・アメリカ、オラクルの各社と組んで、Co-payment Processing Center を提供している。退役軍人は医療費請求をバンク・オブ・アメリカに送れば、内容確認後、オースチン・オートメーションセンターに転送され、退役軍人医療センターのシステムに情報が送られる。申請用紙はウェブ対応のものとなり、フィナンシャルサービスセンター職員が間違った申請を訂正するためのツールも整備されている。

④E-Commerce and Print-On Demand For Natural Charts（商務省海洋大気局）

公認の代理店向けに、注文印刷の航海図、印刷済み航海図、その他の海洋大気局の刊行物の受注サービスを行っている。

⑤FirstGov（連邦調達庁）

本章第4節1のとおり。

⑥International Bureau Electric Filing System（連邦通信委員会、国際局）

宇宙通信基地、地上基地、ケーブル埋設許可、料金変更などに関する電子申請を受け付けている。

⑦Internet Retirement Benefit（社会保障庁）

インターネットを通じてソーシャルセキュリティの退職・配偶者給付金の申請を行うことができる。

⑧IT Solutions Shops（連邦調達庁）

政府調達をオンラインで行えるようにするため、IT Solutions Shops と呼ばれるオンライン発注システムを開発した。電子調達により、発注や納品が容易になるように設計されている。全ての情報はシステム上に自動的に掲示され、必要に応じて通知を受けるよう設定することもできる。利用者（同庁職員及び受注業者）は、統合された環境の中で同時に情報を共有できる。またこれは、安全で簡易な環境にするため、いくつかのセキュリティシステムとサポートシステムを備えている。

⑨SFA Modernization Program（教育省）

この教育省のサイトは学生に連邦奨学金のオンライン申請を提供としている。サイトでは、署名や成績証明の必要性など、申請手続を順を追ってサポートしている。また様々な一般奨学制度の情報もこのサイトで提供されている。

⑩Streamline Customer Service Initiative - Simplified Tax and Wage Reporting System（複数省庁の共同事業）

内国歳入庁、中小企業庁、社会保障庁、労働省、財務省の共同プログラムである。このプログラムは、「Employer.Gov」と呼ばれる FirstGov の中の横断的ポータルサイトを通じて行なわれている。雇用者の税及び賃金報告事務の負担軽減のために設置されたものである。

雇用者が連邦や州に提出する税及び賃金報告書を、紙又は電子媒体を通じて一括して提出できる一箇所提出システムや、雇用者に対して多省庁にまたがった広範な情報を提供したり、オンライン処理の便利さについて説明する「Streamlined Customer Service」などを含んでいる。

第5節 近年の動向

1 ブッシュ政権のEガバメント施策の方向性

2001年1月に発足したブッシュ政権は、同年8月、President's Management Agenda³⁰と題する連邦政府の運営方針を発表した。

この方針によって示された重点施策の1つに、Eガバメントの導入推進が掲げられている。その目的は、ITの有効活用による行政コストの削減、市民や企業の対政府文書事務の負担軽減、市民に対する対応の迅速化とされ、インターネットを通じて市民がどんな行

³⁰ <http://www.whitehouse.gov/omb/budget/fy2002/mgmt.pdf>

政情報・サービスにも「クリック3回以内」で辿り着けるようにすることを最終的な目標としている。その具体的対応策の概要は次のとおりである。

なお、連邦政府においては、原則として、現在でもこの方針に沿った形でEガバメントの推進が図られている。

（１）現状分析

これまでも多くの予算³¹が投入されてはいるが、それに見合った効果が得られていないとし、その理由を次のように分析している。

- ① IT化が役所の観点によってのみ進められており、住民の視点が欠如している。
- ② IT化を新たな効率的行政手法・手続の確立に用いようとするのではなく、既存の行政手法・手続の単なる自動化（オートメーション化）として捉えている。
- ③ IT化によって、旧態依然たる官僚機構を見直すチャンスが生まれたが、多くの省庁でそれに対抗する動きが見られ、類似業務の整理・統合や関連する業務間の連携が進んでいない。
- ④ 他省庁とのITシステム相互利用を考えないため、行政の効率化が進んでいない。

（２）対応策

省庁間の連携を強化することで、効果的なEガバメント施策の推進を図ることができるとし、次の提案をしている。

- ① 住民が行政サービスに簡単にアクセスできるような拠点を構築する。
- ② データの共用や電子取引の導入が進んでいないため膨大な手間を要するビジネス関係の申請手続について、その軽減を図る。
- ③ 連邦、州、市町村といった各政府レベル間の情報共有化を推進するとともに、外国政府機関との情報共有化も推進する。
- ④ コスト削減のため、連邦政府内部における行政手続の自動化を進める。

また、連邦政府機関のウェブサイトについて、次のような運用改善を図ることも併せて提案している。

- ① 連邦政府機関ポータルサイト「FirstGov」の機能を拡張、改善し、行政組織からではなく、行政サービスの種類から、住民が求める行政サービスに容易に到達可能なものとする。
- ② 連邦政府が提供する公開鍵基盤（Public Key Infrastructure；PKI）を活用し、電子署名の利用を推進する。
- ③ 25,000ドル以上の政府調達に関しては、2002年末までに、連邦政府の全機関が共通の電子調達サイト³²を利用して調達情報の提供を開始することとし、最終的には、同サイトにより政府調達を一元化する。

³¹ 連邦政府における2002年度のIT関連予算は約450億ドル。

³² www.FedBizOpps.gov

- ④ 連邦政府の補助金の申請・管理についても、窓口となるウェブサイトを一元化し、手続きの簡素化を図る。
- ⑤ 各種規制を司る主要省庁がウェブサイトを利用して、法規の改正や規制に係る意思決定がより透明なものとなるよう、情報公開を進める。

(3) 期待される効果

以上の新たなEガバメント施策の推進により、もちろん行政コストの削減が進む。しかし、それにもかかわらず、住民が享受する行政サービスの質が向上する。また、PKIの浸透によって、電子取引の安全性が確立されるなど、多くの効果が予想されるが、端的に言うとな次のとおりであると結論づけている。

- ① 電話、窓口、ウェブサイト、いずれの手段によっても同様に、質の高いサービスを住民に提供できるようになる。
- ② 民間企業が政府機関と取引を行う場合の手間とコストが軽減される。
- ③ 政府機関自身の運営コストが削減される。
- ④ 住民が行政サービスをより簡単に享受できるようになる。
- ⑤ 障害者の政府機関ウェブサイトへのアクセス件数が増加するようになる。
- ⑥ 行政の透明性、信頼性の向上が図られる。

2 ブッシュ政権によるその後の取り組み

(1) 2001年Eガバメント法案

ブッシュ政権のEガバメント推進方針に呼応するかのよう、2001年5月、民主党のリーバーマン上院議員が、「2001年Eガバメント法案」を上院に提出した。

この法案は、Eガバメントに関する初の体系的・総合的法案であり、連邦各省庁CIOを統括する連邦情報統括官(Federal CIO)の設置、連邦情報統括官を長とし、連邦政府全体のIT戦略や各省庁間のITシステムや利用方法の整理・統合等を所管する情報政策室(Office of Information Policy ; OIP)の設置、省庁間ITプロジェクトなどを支援するためのEガバメント基金の設置など、Eガバメントを強力に推進するための先進的な方策が規定されていた。

この法案を基に、連邦議会でいくつかの修正が加えられて成立したのが前述の「2002年Eガバメント法」である。この法律は、原案に比べてコンセプトは変わっていないが、連邦情報統括官やOIPの設置等については、審議の過程で見直されて実現せず、別の形で具体化された。

(2) 2002年度予算教書

2002年1月、ブッシュ大統領は2002年度予算教書において以下の考えを示している。

- ① 2002年度は1,000万ドル、さらにその後3年間で合計1億ドルを拠出して、連邦政府のEガバメント推進のため、Eガバメント基金を創設する。
- ② 住民本意の行政を推進するため、省庁横断的なポータルサイトの構築を進める。

- ③ 民間における I T 化によるコスト削減と同様に、行政においても手間とコストの削減を図るため、電子調達を導入を進める。

(3) クイックシルバー構想

2001 年 7 月、行政管理予算局（OMB）がブッシュ政権の E ガバメント推進方針の具体策として、「クイックシルバー」と呼ばれる省庁横断型 E ガバメントの導入プロジェクトをスタートさせた。

本プロジェクトは、各省庁がそれぞれ独自に進めていた E ガバメント施策を各省庁連携で進めるように移行することで、住民に求められる手間とコストを軽減して住民サービスの向上を図ることが主たる目的である。

現在、多数のプロジェクト案から絞り込まれた 25 件のプロジェクトが進行中であり、その概要は既に第 4 節の 3 において述べたとおりである。

3 E ガバメント施策の進捗状況

連邦政府においては、現在でも本節の 1 で触れた President's Management Agenda (PMA) で E ガバメントの推進が図られている。言うまでもないが、その柱は、①民間の I T 手法を政府機関にも導入して政府の I T 化を推進すること、②各政府機関が連携・協力して I T 施策を統一的に推進すること、の 2 本である。

(1) 2002 年度における進捗状況

PMA 以降の連邦政府 E ガバメント施策の進捗状況は、報告書として毎年公表されており、最も新しい 2003 年 4 月付けの報告書³³によれば次のとおりとなっている。

- ① 国連が 2002 年 6 月に公表した報告書³⁴によれば、直前の 1 年間における E ガバメントの達成度において、米国は世界一である。
- ② E ガバメントを利用したことがあるアメリカ国民の人数は、2000 年 3 月の 4,000 万人から、2002 年 9 月には 7,100 万人に急上昇した。
- ③ 2003 年 4 月にある団体³⁵が公表した調査結果によると、E ガバメントを利用したことのある人の 75% が E ガバメントによって情報の入手が容易になったと考えており、また、67% が E ガバメントを好んで利用している。
- ④ ある民間調査会社³⁶の調査結果によると、2003 年 2 月の 1 か月間に全インターネット利用者の 1/3 以上がいずれかの連邦政府機関のウェブサイトを訪れ、同年 1 月の 1 か月間には企業の半数が何らかの形で連邦政府とインターネットを介して申請・情報入手・取引等を行っている。

³³ “Implementing the President's Management Agenda for E-Government”, April, 2003

³⁴ “Benchmarking E-Government”

³⁵ the Council for Excellence in Government

³⁶ Nielsen//NetRatings

- ⑤ 連邦議会もEガバメントの重要性を認識するに至り、2002年12月、「2002年Eガバメント法」を成立させ、連邦政府のEガバメント施策の担当機関として、Eガバメント・IT推進室を設置した。
- ⑥ 2003年1月、前述のクイックシルバープロジェクトを選定した「Eガバメント特別委員会」(2001 E-Government Task Force)が、連邦政府各機関のEガバメント責任者から現状を聴取した結果、技術的問題は全く出なかったが、財政支援や協力体制などに関する方針の見直しが課題として挙げられた。

(2) 2003～2004年度になされるべき施策

この報告書においては、2002年度の進捗状況を踏まえた上で、2003～2004年度になされるべきEガバメント施策を次のとおり示している。

- ① 効用の増大
- ② ITコストの削減
- ③ 2002年Eガバメント法の更なる具体化
- ④ サイバーセキュリティの強化
- ⑤ 優秀な人材の確保